令和7年11月21日

お客さま　各位

高岡信用金庫

「たかしん会員限定定期預金キャンペーン」のご案内

このたび、当金庫では、「たかしん会員限定定期預金キャンペーン」の取扱いを開始いたしますので、ご案内申し上げます。

キャンペーン期間中、当金庫出資会員のお客さま、または新規に出資のお申込みをいただけるお客さまで定期預金 20 万円以上を新規お預入または増額書替いただいたお客さまには、下記の特別金利にてお預かりいたします。

なお、商品概要は下記のとおりとなっております。会員制度については当金庫 HP 内のキャンペーンチラシをご覧いただくか、または営業店までお問い合わせください。

高岡信用金庫は、今後も地域の皆さまの繁栄と地域経済の発展のために、よりよいサービスを提供してまいりますので、ご愛顧のほど宜しくお願いいたします。

記

【商品概要】

(1)商　品　名	たかしん会員限定定期預金キャンペーン
(2)販売対象者	個人の方(個人自営業者の方も含みます。)で当金庫出資会員のお客さま、または新規に出資のお申込みをいただけるお客さま
(3)取 扱 期 間	令和 7 年 11 月 25 日(火)～令和 8 年 3 月19日(木)まで
(4)預 入 金 額	お一人さま　20 万円以上 500 万円以内
(5)預 入 期 間	1 年　※自動継続扱いとさせていただきます。
(6)適 用 金 利	1 年もの　0.50% 預入時における「スーパー定期」・「スーパー定期 300」の店頭表示金利に金利を上乗せした特別金利を適用いたします。 ※特別金利は初回満期日までとし、自動継続後は、店頭表示金利とさせていただきます。
(7)預 入 形 態	証書式、通帳式、総合口座での預入も可。 ※ATM での預入は不可。

以　上

（高岡信用金庫　営業推進部　担当　荒井、野村）
TEL　0766-23-1225

たかしん

会員限定 定期預金キャンペーン

出資会員様限定

お取扱期間 令和7年 11/25(火) ▶ 令和8年 3/19(木)

＼募集総額／ 40億円

期間中、対象となる定期預金（スーパー定期・スーパー定期300 1年もの）を20万円以上新規または増額書替いただいたお客さまに定期預金の金利を上乗せいたします。

スーパー定期・スーパー定期300 1年もの

年 0.50%

（税引後 年0.398%）

お預け入れ金額はお一人様500万円まで

※税引後の金利は、小数点第4位以下を切り捨てて表示しています。

■商品概要

ご利用いただける方

期間中、対象となる定期預金20万円以上を新規お預け入れまたは増額書替いただいた個人のお客さま（個人事業主含む）で当金庫出資会員のお客さま、または新規出資会員のお申し込みをいただけるお客さま

お預入金額及び単位

お一人様 20万円以上500万円以内（1円単位）

対象定期預金

◆スーパー定期（1年もの）自動継続扱い
◆スーパー定期300（1年もの）自動継続扱い

適用金利

固定金利扱いで、キャンペーン期間中は、店頭表示金利に金利を上乗せした特別金利を適用いたします。

「スーパー定期」「スーパー定期300」

1年もの 年0.50%

●特別金利の適用は初回満期日までとし、自動継続後は満期日におけるスーパー定期（1年もの）、スーパー定期300（1年もの）の店頭表示金利とさせていただきます。
●お利息は、付利単位を1円とし1年を365日とする日割計算で行い、満期日以降に一括してお支払いいたします。

お預入方法

証書、通帳式、総合口座でお預け入れができます。
※ATMによるお取扱いはできません。

中途解約時のお取扱い

お客さまの都合により満期日前に中途解約された場合は、当金庫所定の中途解約利率が適用となります。

その他

●2013年1月1日から2037年12月31日までにお支払いするお利息には、復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。ただし、マル優をご利用の方は除きます。
●この定期預金は預金保険制度の対象商品であり、預金保険の範囲内で保護されます。

受取書等の発行について

当金庫の職員が、お客さまからの現金や証書・通帳等をお預かりする際に、所定の「受取書」または「預り証」以外のもの（名刺やメモ等）をお渡しすることはございません。万が一、「受取書」「預り証」が名刺やメモ等で代用されている場合や、「受取書」「預り証」の発行が無かった場合には、右記へご連絡願います。

お客様相談窓口 コンプライアンス部 TEL.0766-24-0360
お問い合わせ時間／9:00～17:00（当金庫の休業日は除く）

詳しくは窓口または、営業担当者にお問い合わせください。

いつもこの街と
これからもこの街と

高岡信用金庫
https://www.shinkin.co.jp/takaoka/

たかしん 出資会員様限定

会員限定定期預金キャンペーンをはじめ、会員様ならではの特典がご利用いただけます。

会員制度について

Q1. 会員とは何ですか？

A1. 協同組織の金融機関である信用金庫では、会員資格を持つ方で信用金庫へ出資していただいた方を会員と呼んでいます。

Q2. なぜ会員になる必要があるのですか

A2. 信用金庫は会員の自治に基づく金融機関であり、会員になっていただくことは、当金庫の経営姿勢に賛同していただき、支えていただくという意味があります。また、協同組織の金融機関である信用金庫では、700万円を超える融資を行う際、お客様に会員になっていただく必要があります。

Q3. 会員になるにはどうしたらよいのですか

A3. 当金庫の場合、一人あたり100口・金５千円以上（5千円単位）の出資金をお願いしています。（一会員あたりの出資上限金額・・・・・個人 金5万円、法人 金１０万円）

Q4. 会員になれる資格を教えてください

A4. 以下のいずれかに該当する方が対象となります。
①当金庫の地区内にお住まいの方（または転入予定の方）　②当金庫の地区内に事業所（支店・出張所・工場等）を有する方、その役員の方　③当金庫の地区内にお勤めの方
※未成年の方は加入できません。ただし、やむを得ず加入する場合は、親権者の同意書が必要となります。
なお、上記要件をみたす場合であっても暴力団員等は会員になっていただくことはできません。

出資金について

Q5. 出資金とは何ですか？

A5. 出資会員になっていただくには、出資者としての持分（金額）を所定の手続きにより当金庫に出資していただくことが必要となります。この持分を出資金といいます。

Q6. 配当金に税金はかかるのですか

A6. 税金はすべて国税で、原則20％の源泉徴収がなされます。また、2013年1月1日から2037年12月31日までの間は復興特別所得税0.42％が課されるため、併せて20.42％が源泉徴収されます。

Q7. 配当金はどのように支払われるのですか

A7. 事業年度において信用金庫に剰余金が生じた場合に、会員はその分配、つまり出資金額に応じた配当金を受取ることができます。また、毎年６月に下記記載のとおり出資金配当金をお支払いいたします。

Q8. 出資証券不発行化により、新たに会員となった時に発行されるものはありますか

A8. 平成30年9月より、会員になられた時（増口・譲受含む）には、「出資証券」の代わりに「出資会員加入承諾書およびご挨拶状」を発行（送付）させていただいています。

Q9. 金庫へ出資しているという出資証券がなくなり、出資していることを何で確認できますか

A9. 会員の皆さまからお預かりした出資金については、電子的に一元管理しております。毎年6月にお送りしています「出資配当金支払通知書（兼領収書）」にて出資残高を確認していただくことができます。

Q10. 手元にある出資証券はどうすればよいですか

A10. 現在お持ちの出資証券は、出資証券不発行化後も、当金庫が出資金をお預かりしている証拠であることに変わりありませんので、引き続き保管していただければ結構です。また出資証券がなくてもお預かりしている出資金ならびに会員としての権利等については、何ら変わりはありませんのでご安心ください。

Q11. いつでも会員の脱退はできますか

A11. 会員からの出資金の譲渡や脱退手続きには、長時間を要する場合がありますのでご留意ください。脱退とは、信用金庫の会員でなくなることをいいます。脱退には「自由脱退」と「法定脱退」の2種類があります。

●自由脱退　持分の全部（出資金全額）を譲渡して、会員をやめることを「自由脱退」といいます。自由脱退の場合、一定の期間に譲受人がいなかったときは、信用金庫が譲り受けることになります。（出資金のお支払いは右の表のとおり）

脱退受付時期	出資金の支払い日
毎年4月1日～9月30日	翌年4月1日以降
毎年10月1日～3月31日	翌々年4月1日以降

●法定脱退　当金庫の地区外に転居する、会員の死亡または解散、破産、除名、持分全部の喪失等により会員たる資格を失うことを「法定脱退」といいます。法定脱退の場合、当該事業年度末に法定脱退処理を行いますが、出資金の支払いは毎期首の4月1日以降に法定脱退者の指定口座に入金されます。
なお、法定脱退の場合、配当金は受けられません。

Q12. 営業区域外（地域外）に引っ越しをしても会員でいられますか

A12. 会員ではいられません。会員たる資格を満たさなくなってしまうため、法定脱退の手続きをとっていただきます。したがって、新たにご融資させていただくことができなくなります。ただし、ご融資中である場合には、やむを得ない事由としてそのままご返済を継続していただけます。

出資会員様 募集中！

（令和7年11月25日現在）

高岡信用金庫
https://www.shinkin.co.jp/takaoka/